


報道機関各位

令和4年（2022年） 8月3日（水） 15時00分 配付

<p>項 目</p>	<p>河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動について</p>
<p>配付資料</p>	<p>・委員会指示による令和4年度河口付近におけるさけ・ます採捕の制限の内容</p>
<p>内容及び報道に当たったのお願い</p>	<p>趣 旨</p> <p>○ 来遊資源が大きく減少している秋さけとからふとますの資源回復対策として必要な河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について、道から網走海区漁業調整委員会に委員会指示の発動の要請があり、このことについて広く意見を聴取するため、令和4年7月27日に公聴会を開催しました。</p> <p>この公聴会での意見について、令和4年7月30日に開催した第22期第11回網走海区漁業調整委員会において審議した結果、原案のとおり委員会指示を発動することを決定しましたのでお知らせします。</p> <p>○ 委員会指示の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンネベツ川・藻琴川については、北海道漁業調整規則制限期間後に委員会指示により制限期間を設定 ・ホロベツ川、ペレケ川、糠真布川、浦士別川については、委員会指示により新たに制限期間・区域を設定 <p>（詳細な内容は別紙のとおり。）</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司 直通電話 0152-41-0659（内線2671）</p> 

委員会指示による令和4年度 河口付近におけるさけ・ます採捕の制限の内容

次の6河川の河口付近において、表中のとおり区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止することとしました。

市町村	河川名	河口沿岸					沖合距離	禁止期間	備考 北海道漁業調整規則 による禁止期間
		左海岸	右海岸	沖合方位					
				左方	右方				
斜里町	ホロベツ川	(100m)	(100m)	度分 265.05	度分 297.05	右100m 左100m	令和4年9月1日～ 令和4年12月10日	—	
	ペレケ川	河口左岸、右岸、ウトロ漁港護岸先端、西防波堤先端で 囲まれる区域(下図参照)						令和4年9月1日～ 令和4年10月31日	—
	オンネベツ川	(500m)	(500m)	301.30	301.30	右500m 左500m	令和4年9月1日～ 令和4年10月31日	5/31～8/31	
	糠真布川	(100m)	(100m)	321.21	321.21	右100m 左100m	令和4年9月1日～ 令和4年12月10日	—	
網走市 小清水町	浦土別川	(100m)	(100m)	26.00	14.30	右100m 左100m	令和4年9月1日～ 令和4年12月10日	—	
網走市	藻琴川	(1000m)	(1000m)	32.40	32.40	右1,000m 左1,000m	令和4年9月1日～ 令和4年12月10日	6/1～8/31	

※距離のうち（ ）内は一応の目安です。

